

平成25年第2回臨時会

一宮町議会会議録

平成25年 5月29日 開会

平成25年 5月29日 閉会

一宮町議会

平成25年第2回一宮町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月29日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
閉会の宣告	18
署名議員	19

第 2 回 臨時町議会（第 1 号）

5 月 2 9 日（水）

平成25年第2回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成25年5月29日招集の第2回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜沢清永	2番	鵜沢一男
3番	小安博之	4番	藤乗一由
5番	袴田忍	6番	鵜野澤一夫
7番	吉野繁徳	8番	志田延子
9番	高梨邦俊	10番	室川常夫
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	中村新一郎	14番	秋場博敏
15番	鶴岡巖	16番	森佐衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	教育長	町田義昭
総務課長	峰島清	税務課長	渡邊幸男
住民課長	牧野一弥	福祉健康課長	高師一雄
産業観光課長	小柳一郎		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 小林久美子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第四	承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第五	議案第1号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定について

日程第六 議案第 2 号 平成 2 5 年度一宮町一般会計補正予算（第 1 次）議定について

開会 午前 9時20分

◎開会の宣告

○議長（森 佐衛君） 本日は、大変お忙しい中ご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

ただいまから平成25年第2回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（森 佐衛君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本臨時会の運営について、発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、13番、中村新一郎君。

○議会運営委員長（中村新一郎君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

平成25年第2回一宮町議会臨時会に提案されるものは、税条例の一部改正の専決処分及び国民健康保険賦課徴収条例の一部改正の専決処分の承認を求めるもの2件、そして、町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定1件、それと一般会計補正予算1件でございます。

以上4件でありますので、勘案いたしまして、会期につきましては、本日1日としたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 佐衛君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

7番、吉野繁徳君、8番、志田延子君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（森 佐衛君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第3、承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊税務課長、お願いします、どうぞ。

○税務課長（渡邊幸男君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございますが、本件は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されておりまして、同4月1日から施行されることとなったことに伴いまして、一宮町税条例の一部を改正する条例の制定について、急を要するものとして、地方自治法第179条の規定により、同3月30日に専決処分としたものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

初めに、1ページの一番上になりますが、第34条の7関係といたしまして、これについては、ふるさと寄附金についての特別控除額の見直しを行うものでございます。

次に、その下の第54条並びにその下の第131条でございますが、今後適用事例が見込めない法人の固定資産税にかかわる税負担軽減措置等を廃止するものでございます。

それでは、2ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

上からでございますが、附則の第3条の2関係といたしまして、これについては延滞金等の率についてでございますが、現在の市中金利の水準が低下していることなどから、利率を現在の年14.6%から9.3%に引き下げるものでございます。

同じく2ページの下にあります、下のほうですね、8行目か9行目ぐらいになると思うんですが、附則の第7条の3の2の関係でございますが、個人住民税といたしまして、住宅ローン控除の適用期限を、居住年が平成29年であるものまで、4年間延長するものでございます。

同じく、2ページの一番下になると思いますが、そこから4ページの下までとなりますが、附則第22条の2関係といたしまして、東日本大震災により居住用家屋が滅失等して居住できなくなった土地を譲渡した場合の課税の特例を受けることができることとしたものでございます。

あとは、その後の4ページの下からでございますが、一番下のほうの下から5行目になりますが、附則の第23条関係といたしまして、これも震災の関係でございますが、住宅ローン控除の適用期限を4年間延長して、平成29年までとするものでございます。

最後のページになりますが、附則であります、この条例は、4月1日から施行するものといたします。

ただし書き以降につきましては、その他に掲げる規定の施行日及び経過措置を整理したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第3、承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、お願いします。

○住民課長(牧野一弥君) それでは、7ページをお開きください。

承認第2号につきまして、ご説明申し上げます。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてでございますが、この条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴いまして、一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急を要するものとして、地方自治法第179条第1項の規定により、同3月30日に専決処分したものでございます。

改正内容といたしましては、国民健康保険加入者が75歳になって、後期高齢者医療制度に移行した後に、国民健康保険に残る加入者が1人だけになった場合、世帯構成が変わらない限り、特定世帯として国民健康保険税の世帯平等割額を、後期高齢者医療制度に移行してから5年間限定の2分の1に減額する現行の軽減特例措置を、これを恒久化することに加えまして、今回その後の3年間についても、新たに特定継続世帯として4分の1を軽減する措置を講ずるものでございます。

7ページの第5条の中の、5年を経過するまでということにつきましては、これは恒久化する関係のものでございまして、さらに5年経過後の6年目から8年目までの特定継続世帯、それが一番下の特定継続世帯1万5,000円、これは4分の1に軽減するもので、例えば2万円の世帯平等割額が、4分の1軽減ですので5,000円軽減の1万5,000円という形になります。

次の、8ページでございますけれども、それぞれ応益の割合でございますので、7割5割2割の軽減がございまして、それらをここに改正するものでございます。

あと、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。これにつきましては、経過措置を

整理したものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） はい、ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第5、議案第1号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳産業課長、お願いします、どうぞ。

○産業観光課長（小柳一郎君） お手元の資料9ページをお願いいたします。

議案第1号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。特に必要な条文を説明させていただきます。

まず、設置でございます。第2条、町は、海水浴等公衆の海岸利用の便宜に資することを目的として、駐車場を設置することができるという、できる条例ということでございます。

第3条は、名称及び位置を書いております。一宮海岸駐車場、東浪見海岸駐車場、釣ヶ崎広場。今回の試行実験では、東浪見海岸駐車場はやらない予定でございます。

次ページ、10ページをお願いします。

有料期間及び利用時間でございますが、第5条に書いてあります。町長が定める期間、時

間帯、書いてありますが、そのほか詳しいことにつきましては、規則のほうにうたわせていただきたいと思います。基本的には、この条例ではないですけれども、一応今回、朝6時から午後3時ということで考えております。

第6条、使用料。駐車場を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。これが、次のページの11ページに書いてございます。大型自動車、1,000円、中型自動車、700円、普通、小型自動車、軽自動車、500円、2輪車、自動2輪車100円と、あくまでも原動機付自転車ということで、50ccのオートバイ以上に100円という形の2輪車となっております。

それから、第8条でございます。使用料の減免。使用料を減額し、または免除することができるということでございますが、(3)の町長が特に必要と認めたとき、これについては規則でうたわせていただきます。

次ページの11条、試行期間。この条例の適用に当たっては、試行期間を設け、実情に即するよう検討する。今回試行期間は、25年度の1年間をかけて検討するというもので、試行期間という第11条が入ってございます。

説明は以上でございます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

4番、藤乗一由君、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 4番、藤乗です。

一宮海岸、釣ヶ崎海岸有料駐車場試行実験に関して、実際の試行実験に関して質問させていただきます。

4点になりますが、まず、本計画案につきまして、なぜ年度中にもかかわらず本年度からの実施とするのかということですが、これは十分な計画があれば、3月の予算の時点で計画とともに提出されるべき性格のものではないかと思えます。準備不足の感が否めないというふうに考えますが。

2番目としては、それに伴いまして、その準備不足という点ですけれども、実施に当たった基礎データに不足はないだろうか。あるいは、住民や関係事業者への周知理解、こういった点が不十分ではないだろうかということですが、これまで本計画の内容については、どのような形でそうした方への周知、理解等をするような努力をしてきたのかという点です。

楽しい思い出が全く台なしになってしまったというお客さんも、毎年たくさんいらっしゃるわけですね。そういった状況は、現在続いております。

そこでですね、年間を通じてこの海岸を利用しているサーフィンの方に整備費の一部を負担していただいて、シャワーとかトイレとか駐車場の舗装とか車上荒らしの防止とかそういった環境整備を進めていきたい。そして、魅力的な海岸をつくって、より多くのお客さんを一宮町に招き入れて、一宮町の観光と商業の活性化を図っていきたい、そういうふうを考えて今回企画させていただきました。

これはあくまでも試行でございますので、先ほど藤乗議員からも指摘されましたけれども、その中で我々が考えていなかったような問題点も出てくると思いますし、また改善すべき点も出てくると思いますので、その点は十分に検証して行って、来年度以降の本実施につなげていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 小柳産業観光課長、お願いします。

○産業観光課長（小柳一郎君） まず1点目の、なぜ年度途中にもかかわらず本年度から実施とするのかということでございます。

まず、今回の有料駐車場設置を計画したのは、有料駐車場の利益で、一宮海水浴場ではなくて、海岸を整備していきたいということがまず大前提でございます。

町の予算で整備するには、町の財政がとてつもない状況となっております。そこでその整備資金は、海を使っている人からもらったらどうかと考えました。

次に考えたのは、一宮海岸の整備というのは、トイレ、シャワー、駐車場舗装となりますけれども、一番整備をして恩恵を受ける人たち、いわゆる年間を通して海を使っているサーファーの方々から駐車料金という、海を整備する協力金をもらったらどうかというふうに考えました。

しかし、2年前に、3年目になりますけれども、3・11の大震災がございました。千葉県は3・11大震災を踏まえまして、土塁の計画を2年ほど前に発表しましたが、旭市などは既に工事を行っておりますが、一宮町の具体的計画は昨年暮れまでに発表することになってはありましたが、それが延び延びになりまして、結局この本日ですね、5月になって、きょうの午後ですけれども、ようやく町のほうに説明をするという段階になりました。

この土塁の整備の状況によっては、この一宮海岸の有料駐車場が多少変更になるかもしれないという中で、3月の新年度予算には入れなかったというものがまず理由でございます。

続いて、準備不足ではないかと、実施に当たっての基礎データが不足しているということでございますけれども、3月13日から3月28日、一宮海岸においてサーファーの方々からアンケートをとりました。また、4月15日から25日の間に、一宮の県道沿いの飲食店、またサーフィン組合長を通じまして、サーフショップからまたアンケートをとりました。そういった中で、そのデータの中では非常に良好なアンケートの結果が出ております。

また、住民、事業者の周知理解が不十分ではないだろうかということでございますが、本日を過ぎましたら、まず回覧、ホームページ等で住民の皆さんにお知らせしたい。また、関係者にはアンケート等で話がいておりますもので、具体的な内容は皆さん承知しているというふうに考えております。そして、事業者に周知とありますけれども、海の家が一番の関係者になりますけれども、そちらとは細かく協議を詳細にしていまいりました。

今後、回覧等で町民の皆様にお知らせいたします。その中で、一宮町民は無料ということでございますので、理解が得られるものというふうに今現在では考えております。

それから、3点目の違法駐車ということでございますけれども、もう違法駐車、特に自転車道ですね。いつ行っても自転車道では違法駐車がなされていて、地元住民は非常に困っているところですが、地元の新浜区とも協議の中で、今、地元でカラーコーン等を買って、そこに置くというような協議もされておりますもので、自転車道については地元中心で何とか自転車道から違法駐車をなくしたい。

また、この今回の有料駐車場に当たりまして考えられるのは、海岸沿いの道路、これにつきましては、やはりこれは町のほうでのカラーコーンあるいは警備員を有料駐車場に置きますので、その警備員を道路等にあつたら注意させる、そういった中で対策を考えておりますが、先般、町長のほうで一宮の交番のほうに参りまして、署長から警察のほうも協力するという言葉をいただきましたもので、警察のほうも動いていただけるというふうに考えております。

最後ですけれども、本施行へ移行するための基準、評価の方法ということでございますけれども、一番この有料駐車場で町のほうで考えたのは、サーファーが有料駐車場にして来てくれるか。2点目は、県道沿いあるいは近くの商店街の人たちが賛成してくれるか。この2点につきましては、アンケート等で良好な結果をいただいておりますもので、大丈夫だと思うのですが、3点目の一番大きな課題は、駐車場の利益によって海岸を整備するというところでございますので、あくまでも利益優先、改善点があれば改善点を改善して利益が上がるのであれば、さらにまた続けるという形ですけれども、これはどう考えても難しいということ

であれば、当然試行実験ですから、途中でこの有料駐車場をなくすことも考えられますけれども、あくまでも来年、再来年以降の考え方は、利益優先ということでございます。あくまでもプラスにならなければ、この有料駐車場は意味がないというふうに考えておりますもので、基準評価の方法ははっきりしております。

説明、雑駁ですけれども、以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁は終わりました。藤乗議員、よろしいですか。

○4番（藤乗一由君） おおむね承知いたしました。

○議長（森 佐衛君） ほかに質疑ございませんか。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、今後やっていく上でちょっと心配なことで、要望とか意見とかという感じで質問したいと思いますが、10ページの損害賠償というところがありますね。第10条の2のほうなんですけど、駐車中の自動車等がこうむった損害については、町長はその責に帰すべき原因により生じたものを除き賠償の責を負わないというところなんです。

私どもでも駐車場の仕事をしておりますので、トラブルが起きる内容のことは把握しているつもりなんですけど、試行実験として行うということですので、試しに行ってみるということですので、しかし、協力金といえども駐車料金をもらうことになるので、お金が発生してくるとお金を払ったのにとかいうことで、お金をもらったために管理責任を問われてしまうということがあるので、どうなのかなということなんです。

これは、先ほど小柳課長が、規則をつくって細かいことは規則のほうにということだと思いますが、その責に帰すべき原因により生じたものを除き賠償の責を負わないというのは、恐らく町が管理していてその管理上の責任に該当しないものについては責任を負いませんよという意味だと思うんですね。

それで、注意看板などをされた中に、例えば車同士の接触事故による損害賠償とか、車そのものの盗難とか、先ほど町長は車上荒らしの予防と言われましたけれども、車上荒らしをなくすことまで責任を負ってしまうと大変だと、あくまでも車上荒らしをなくすための雰囲気づくりのような感じだと思うんですね。

車上荒らしの予防、それから自然災害で発生した車の損害はもちろん負わないわけですから、そういうことをある程度規則にうたって、現場でトラブルが起らないように、注意看板などでそこまでは責任を負いませんよというようなことを知らせておいたほうがよろしいのではないかとこのように思います。

その点で、小柳課長、何か考えていることがあれば、いいですか、それは。そういうことをどうかなというふうに思ったんで、当然考えていますよと言われてしまえばそれまで。

○議長（森 佐衛君） 小柳産業観光課長、どうぞ。

○産業観光課長（小柳一郎君） また、ご相談に行きます。

規則のほうは、もうほぼでき上がっておりますけれども、もう一度チェックしましてですね、それこそご相談に上がりたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、そういうことですのでよろしくをお願いします。

○15番（鶴岡 巖君） ありがとうございます。

○議長（森 佐衛君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論、ございませんか。

4番、藤乗一由議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 4番、藤乗です。

ただいまの、議案第1号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定について、ただいまの説明に基づいて、本議案に反対の立場で申し上げます。

本条例は、一宮海岸、釣ヶ崎海岸広場有料駐車場試行実験を実施するためのものであり、利用環境のための整備を進め、一宮町の海岸利用の活性化を通じて、町の重要な資産、資源でもある海岸を含めた自然環境の魅力アップを図ってゆくこと、そして観光、商業、農業等の発展につなぐことを目指すという考えには共感いたします。私も、いずれかの時点で海岸環境の整備を進めていくことは、重要な選択肢の一つであると考えます。

しかし、この条例制定によって実施していく本計画案を伺いますと、事前の調査、準備、そして次に考えられる問題点への対応の体制、さらに住民や関連するような事業者への周知の面で不十分であると捉えられます。これらは大変重要な点であると考えます。

また、次年度以降の本格的な実施へ向けての評価判断の基準や、どのような形で移行していくのかといった点での全体計画さえ不十分であるというように捉えられますので、いささか不安を感じさせます。

こうした問題点に関しては、試行実験としての事業という位置づけであるという点と、ただいまの質問に対する答弁から、一定の見通しはあるものとは認められました。

しかしながら、より多くの関係者等の十分な周知、理解ができていればこそ、それにより各種の問題解決への協力も可能となると思います。それなればこそ、より大きな成果を期待できるものというふうに考えられます。

よって、私は、本計画は時期尚早で、次年度に向け再度準備計画を練るべきと考えます。

そもそも玉川町長ご自身は、第1期目から町政に取り組むに当たって、みずからを町民党としてその政策を進めることをうたっていらっしゃいました。そして、情報公開を重要な基本理念として進めていくことも訴えていらしたはずで。

今回の海岸有料駐車場の設置に関しての計画発表から条例案提出までの流れにおいては、計画自体の流れが、住民、事業者への周知、理解といった点で不十分であり、情報公開が十分にされ、より多くの方に理解を得る努力がなされたとは評価できません。

よって、この試行実験に向けての玉川町長の取り組み姿勢に対しての批判の意味を強く込めて、本条例制定に反対いたします。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論はございますか。

7番、吉野繁徳君、どうぞ。

○7番（吉野繁徳君） 7番、吉野です。

ただいまの、一宮町営駐車場設置に関する条例について、賛成の立場で討論をします。

一宮町は、昔から浜辺のリゾート地として栄えてきております。最近では、一宮海岸は世界的なサーフィンスポットとして、多くのサーファーが1年中訪れております。

この4月には、また圏央道が木更津から東金まで開通したことにより、これまで以上にサーファーだけではなく、たくさんの来客を期待しておりますが、浜辺の環境整備は明治以来不十分と、何も状況が変わっておりません。

良好な海岸環境保全は、当町のさらなる発展の大きな課題となっております。しかし、この課題解消には、多くの資金が必要になってきております。

有料駐車場は、その整備に充てるため、利用者から協力金を支払っていただくために開設するものであります。海岸利用者や海岸県道沿いの商店の方々からも、アンケートの結果ではございますが良好で、今年度から試行的に実施し、駐車場料金ですばらしい海岸整備を期待し、いつやるんだ、今でしょ、その旨で賛成いたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

ほかに討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

日程第5、議案第1号 一宮町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第6、議案第2号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの12ページをお開きください。

議案第2号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第1次)議定について、ご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町の一般会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,185万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,885万円とするものでございます。

20ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

20ページの4款衛生費からその下の下の6款商工費につきましては、21ページの説明欄により説明をさせていただきます。

21ページの予防接種事業の135万円は、風疹ワクチン接種緊急補助事業でございます。この事業は、県内で風疹患者数が、昨年1年間と比較して3.5倍近い数字となり、特に妊婦の感染の拡大を防止するため、補助するものでございます。

委託料の94万5,000円は、6月から来年の3月末日までの期間、医師会と委託契約を締結

し実施するものであります。

扶助費の40万5,000円につきましては、ことしの4月1日にさかのぼり、4月から5月末日の2カ月間に自発的にワクチンの接種を実施した方に扶助費で支払うものです。

次に、その下の農業振興事業の1,245万7,000円は、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業で、今回1件の農家がトマトの水耕栽培の施設654坪を新設するに当たり、事業費の4分の1を補助するものですが、これは県の補助金を町補助金として支出するものでございます。

次に、海岸有料駐車場試行事業の804万3,000円は、一宮海岸と釣ヶ崎広場を、夏の期間の50日間を試行的に有料駐車場とするため、立ち入り防護柵、仮設トイレや駐車場のシステム機器基盤の設置工事などを行い、駐車場の整備を委託するものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

歳入につきまして、ご説明をいたします。

18ページの、13款の使用料及び手数料から18款の繰入金につきましては、19ページの説明欄等により説明をさせていただきます。

19ページの海岸駐車場使用料の950万円は、一宮海岸と釣ヶ崎広場で1日当たり380台を見込み、1台500円とし、50日間の使用料でございます。

次に、保健衛生費補助金の66万2,000円は、風疹ワクチン接種に伴う県からの補助金です。

農業費補助金の1,245万7,000円は、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業に伴う県からの補助金です。

財政調整基金繰入金のマイナス76万9,000円は、歳入歳出のつり合いをとるために減額するものです。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

4番、藤乗一由君、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 議案第2号 平成25年度一宮町一般会計補正予算（第1次）について。

これについて、本議案に反対の立場で申し上げます。

本補正予算は、さきの議案第1号で反対した条例による事業である、一宮海岸、釣ヶ崎海岸広場有料駐車場試行実験の事業予算を含むため、これに反対いたします。

反対の趣旨は、先ほどの条例制定に際しての反対討論で申し上げましたように、この試行実験に向けての玉川町長の取り組み姿勢に起因するものであり、本計画は時期尚早で、次年度に向け再度準備計画を練るべきと考えるからであります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 賛成の方、お願いします。

賛成討論、7番、吉野繁徳君、どうぞ。

○7番（吉野繁徳君） 7番、吉野です。

平成25年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどもお話ししましたが、本年4月、圏央道開通により、これまで以上に多くの来客が期待されますが、浜辺の環境整備が十分とは言えない状況にあり、良好な海岸環境の保全是当町のさらなる発展、この課題が大となっております。

しかし、その課題解消に当たりましては、多くの資金が必要となります。その資金は、一宮海岸の整備、トイレ、シャワー、駐車場舗装となりますが、それを行って一番恩恵を受ける人たち、すなわち年間を通しまして海に来ているサーファーの皆様、駐車料金という協力をいただくということで、厳しい財政事情の一宮町にとっては評価ができ、その内容の入った補正予算については賛成したいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第6、議案第2号 平成25年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 佐衛君） 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成25年第2回一宮町議会臨時会を閉会といたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員